

2002年度 新潟県ダートトライアルシリーズ規定

1. シリーズポイント

- (1) 各競技会とも、各クラスにそれぞれのポイントを与える。

1位 2位 3位 4位 5位 6位
10点 7点 5点 3点 2点 1点

- (2) 全8戦中上位6戦のポイントを有効とする。
但し、シリーズ戦参加回数が4戦に満たない者は、シリーズ順位から除外する。

- (3) クラブポイント (チーム賞)
各戦ごとのドライバーポイントのすべてを所属クラブのポイントとする。

2. 賞典及び表彰

- (1) シリーズ戦終了後のシリーズポイント最終確定時、各クラスのポイント対象者数によって表彰式招待者を選出する。
(2) 表彰式は、シリーズ戦全日程終了後12月に行い、同入賞者は表彰式への出席を義務づける。また、出席にあたっては正装とする。
(3) シリーズポイントが同点の場合次の通りとする。
Ⅰ 上位入賞回数の多い者を上位とする。
Ⅱ 出場回数の多い者を上位とする。

3. その他の確認事項

シリーズ戦運営に疑義が生じた場合、シリーズ戦事務局に連絡を取り、主催クラブの代表者が参集し、決議するものとする。

4. シリーズ事務局及び技術担当者

- (1) 各競技会の成績の集計、中間報告、表彰式及び問い合わせの対応等を行うため、事務局を下記に設置する。

2002年新潟県ダートシリーズ事務局

〒940-1113

長岡市鷺巣町303-1

カーショップ宮内 山下和彦

TEL 0258-22-1889

FAX 0258-22-1115

- (2) シリーズ参加車両の技術に関することは、下記の技術担当者に問い合わせること。

2002年新潟県ダートシリーズ技術担当者

〒955-0022

三条市上保内794-4

カーアドバイザーズコーチ内

鈴木和明

TEL 0256-38-4755

2002年度 新潟県クローズドイベント日程

NST カップダートトライアル

第1戦 6月30日
第2戦 7月28日
第3戦 9月22日
第4戦 11月24日

問い合わせ先

〒955-0144 南蒲原郡下田村檜山89

トライアルゾーン新潟 阿部伸二

TEL 0256-46-4278

RT 雪椿ダートトライアル 4月28日

問い合わせ先

〒959-1825

五泉市太田2-781-3

スピードショッププレーン 小日山利明

TEL 0250-43-8002

e-mail: ssplain@oregano.ocn.jp

STI 新潟カップダートトライアル 5月19日

問い合わせ先

〒950-1182 新潟市山田2307

STI 新潟 新潟スバル自動車株式会社

TEL 025-266-9131

e-mail: stins@rose.ocn.ne.jp

(担当 内藤)

もしくは、トライアルゾーン新潟

TEL 0256-46-4278

クラス区分 (全戦共通)

クラス1 1,400cc以下
クラス2 1,400ccを超える2WD
クラス3 1,400ccを超える4WD
クラス4 エキスパート&C・D
クラス5 フレッシュマン&レディース

2002年 新潟県ダートトライアルシリーズ 共通特別規則書

公示

新潟県ダートトライアルシリーズ運営委員会に加盟するクラブが主催する競技会「スピード行事ダートトライアル」は、日本自動車連盟 (JAF) 公認のもとに、国際自動車連盟 (FIA) の国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則、スピード行事競技開催規定に従い、本共通特別規則書及び各競技会特別規則書により開催される。

第1戦 4月7日 CD-1 トライアルゾーン新潟
TEL 0256-38-4755

〒955-0022 三条市上保内794-4

スコーチ内 山田一雄

第2戦 6月9日 TZ トライアルゾーン新潟
TEL 0256-46-4278

〒955-0144 南蒲原郡下田村檜山89

トライアルゾーン新潟内 阿部伸二

第3戦 7月14日 T・長岡 トライアルゾーン新潟
TEL 0258-22-1889

〒940-1113 長岡市鷺巣町303-1

カーショップ宮内 山下和彦

第4戦 8月15日 ARFA トライアルゾーン新潟
TEL 0258-82-0207

〒947-0051 小千谷市三仏生3993-4

吉野屋商店内 和田吉弘

第5戦 9月1日 CAT-S モーターランド野沢
TEL 0257-52-6525

〒948-0036 十日町市川治2034-1

カービットランダム内 渡辺 進

第6戦 10月6日 NCCS トライアルゾーン新潟
TEL 0254-26-7073

〒957-0005 新発田市長畑210-2

宮本文彦

第7戦 10月27日 OCC トライアルゾーン新潟
TEL 025-260-0789

〒950-2042 新潟市坂井865

やまそ自動車内 山際幸雄

第8戦 11月10日 TZ トライアルゾーン新潟
TEL 0256-46-4278

〒955-0144 南蒲原郡下田村檜山89

トライアルゾーン新潟内 阿部伸二

第1条 競技会の名称

特別規則書に記載

第2条 競技会の種目及び格式

四輪自動車によるタイムトライアル
(ダートトライアル)

格式は特別規則書に記載

第3条 オーガナイザー

特別規則書に記載

第4条 大会役員

特別規則書に記載

第5条 競技会役員

特別規則書に記載

第6条 開催日時・開催場所

特別規則書に記載

第7条 タイムスケジュール

特別規則書に記載

第8条 参加資格

JAF 発給の2002年度競技運転者許可証
国内B級以上を有し、原則として JAF 登録クラブ員であること。
また、当競技に有効な保険に加入していることが望ましい。(JMRC 共済可)

第9条 参加車両

本シリーズに参加が認められる車両は、
FIA/JAF 公認車両または JAF 登録車両で
2002年 JAF 国内競技車両規則第4編に
適合したものである。尚、レンタカーでの参加は認めない。

第10条 クラス区分

- A・B-1 気筒容積1,400ccを含み
1,400ccまでの2002年
JAF 国内競技車両規則第4編の
A・B車両
A・B-2 気筒容積1,400ccを超え
1,600ccを含み1,600cc
までの上記車両
A・B-3 気筒容積1,600ccを超え
2,500ccを含み2,500cc
までの上記車両
A・B-4 気筒容積2,500ccを超える
上記車両
C-1&2 気筒容積3,000ccを含み
3,000ccまでの2002年
JAF 国内競技車両規則第4編の
C車両
C-3&D 気筒容積3,000ccを超える
上記C車両及び全てのD車両
シニア 45才以上の競技運転者とし、
車両クラス区分なし (A、Cク

ラスへの参加も可)

第11条 参加受理台数

- (1) 特別規則書に記載
- (2) 同一車両による重複参加は何名でも認められる。
- (3) 競技参加者は1クラスのみ参加が認められる。

第12条 参加申し込み受付・締切及び拒否

- (1) 参加受付
所定の申込書及び車両申告書に必要事項を記入し、参加料を添えて大会事務局に申し込むこと。(注:参加車両名には、アルト、ランサー 等車名を入れること。)
- (2) 参加申し込み期間
特別規則書に記載
- (3) 参加申し込みの受理及び拒否
不受理の者には郵便、電話等などで連絡する。尚、組織委員会は理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この場合の参加料は、返送料及び事務手数料を差し引き返還する。尚、締切後の参加料返還は行わない。
- (4) 参加料
13,000円(昼食を含まず)ただし、JMRC 加入クラブ員は12,000円。
- (5) 参加申込先
特別規則書に記載

第13条 公式車両検査

- (1) 参加車両は、必ず指定の場所で所定の参加車両検査を受けなければならない。検査の結果不適当と判断した箇所について技術委員長は修正を命ずることができる。
修正を命じられた車両は修正後、再度検査を受けなければならない。尚、検査を受ける際にはヘルメット、グローブを提示し、所定の場所にゼッケン等を必ず貼っておくこと。
- (2) JAF スピード車両のA、B、C車両による参加者は、自己の車両の適合性を証明しようとする場合、その車両の公認書または詳細な仕様書・カタログ等を技術委員長に提出しなければならない。
- (3) 技術委員長は、車両検査の時間外であっても随時必要に応じて競技車両の検査をすることができる。
- (4) 競技終了後、入賞車両に対して再車両検査を行う場合もある。尚、その場合かかった費用は全て参加者の負担とする。
- (5) 全ての車両検査には競技運転者、参加者は必ず立ち会うこと。

第14条 ゼッケン及び商業広告

- (1) ゼッケンは組織委員会が決定し、これに対する特別な要求は受け付けられない。
- (2) 大会スポンサーの商業広告等は、所定の位置に確実に貼りつけること。

第15条 慣熟走行

特別規則書に記載

第16条 競技

- (1) スタート
スタート方法は、スタンディングスタートとする。スタート合図は、日章旗またはクラブ旗を使用するが、信号機を使用する場合は、青信号がスタートとなる。
- (2) 競技
原則として、ゼッケン番号順に競技を行い2回走行しベストタイムが成績となる。
- (3) 計時
 - (A) 計時は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
 - (B) 計時は自動計測器で1/100秒まで計測する。
 - (C) 自動計測器にトラブルがあった場合は、複数の手動計測器の平均とする。
- (4) 信号合図
日章旗又はクラブ旗・・・競技スタート
黄旗・・・・・・・・パイロンタッチ
黒旗・・・・・・・・ミスコース
赤旗・・・・・・・・危険、直ちに停止
緑旗・・・・・・・・コースクリア
チェッカー旗・・・・・・・・ゴール
- (5) 順位決定
 - (A) 2回走行したうちベストのタイムをとり、最も短いタイムを記録した者を上位とする。
 - (B) 同タイムの場合は次の通り順位を決定する。
 - I セカンドタイムの短い者。
 - II 気筒容積の小さい順。
 - III 競技会審査委員会の決定による。

第17条 罰則規定

- (1) パイロンの接触は、1回につき5秒その走行タイムに加算される。
- (2) 反則スタートの場合は、その走行タイムに10秒加算される。

第18条 競技運転者の遵守事項

- (1) 競技者はヘルメット、グローブ、安全ベルトを必ず着用すること。またレーシングスーツ、レーシングシューズ等を着用することが望ましいが、一般に不快感を与えない長袖、長ズボン、運動靴でもよい。
- (2) ヘルメットはJIS規格C種、ASA-Z90、SNELL 規格の合格品であること。尚、ヘルメットにはラベル表示されていること。
- (3) グローブは、孔の開いていない革製または耐炎性のものであること。
- (4) 競技中は運転席側の窓を全閉すること。

第19条 失格規定

- (1) 次の行為があった場合、本競技会を失格となる。

- (A) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
 - (B) 不正行為をした場合。
 - (C) コースアウト等で、当人以上に損害を与えた場合。
 - (D) 車両検査、再車両検査を拒否または受けなかった場合。
 - (E) 車両検査を受けた後から車両保管が終了するまでの間に、技術委員長の承認を得ず競技車両を変更、改造した場合。
 - (F) 競技車両を競技会中に競技長の承認を得ずに競技会場より搬出した場合。
 - (G) バドック内において、ブレーキテストや極端な空吹かしを競技役員に確認された場合。
- (2) 次の行為があった場合、その回の競技を失格又は無効とする。
 - (A) スタート合図後5秒経過してもスタートしない場合。
 - (B) スタート時刻までにスタート位置に着けない場合。
 - (C) スタート合図後5分以内にゴールインできない場合。
 - (D) ゴール後停止ラインで完全に停止しなかった場合。
 - (E) ミスコースと判断された場合、その回の競技を無効とする。但し、ミスコースに気づき直ちに後退で車両を正しいコースに戻した場合は、この限りではない。
 - (F) 本規則第18条を守らなかった場合。

第20条 棄権

競技運転者が途中で競技を中止する場合は明確に意思表示し、競技役員に申し出ること。

第21条 損害の補償

- (1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品が破損、紛失、盗難等の場合、理由の如何を問わず、各自が責任を負わなければならない。
- (2) 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストは、JAF 及びオーガナイザーの大会役員、競技会役員が、一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員がその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もしも役務執行等によって起きたものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両等の損害に対しては、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第22条 抗議

- (1) 参加者及び競技運転者は、自分が不当に処遇されていると判断したとき、これに対して抗議をすることができる。但し、自ら提出した「抗議」または自らその対象になっている「抗議」の競技会審査委員会の決定に対しての抗議は受

け付けられない。

- (2) 抗議を行うときは必ず書面により理由を明記し、抗議料として1件につき20,300円を添えて、競技長に提出しなければならない。
- (3) 競技会審査委員会の裁定結果は当事者に口頭で伝えられる。
- (4) 抗議料は抗議が成立した場合のみ返還される。
- (5) 車両の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は抗議者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この際、車両の分解等に要した費用は技術委員長が算定する。
- (6) 審判員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。
- (7) 抗議の時間は次の通りとする。
 - (A) 技術委員の決定・・・・・・・・決定直後
 - (B) 競技中の過失、反則・・競技終了後30分以内
 - (C) 成績の発表・・・・・・・・暫定発表後30分以内上記以外の抗議は、国内競技規則に準ずる。

第23条 競技会の延期、中止又は短縮

保安上又は不可抗力による特別な事情のあるときは、競技会審査委員会の決定によって競技の延期、中止又は走行距離、競技回数を変更することができ、延期もしくは中止の場合参加料は返還される。

第24条 賞典

特別規則書に記載

第25条 公式通知

本特別規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示事項は、公式通知によって示される。

第26条 附則

- (1) 本規則の解釈及び違反
 - (A) 本規則及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合、競技会審査委員会の決定を最終とする。
 - (B) 本特別規則書に対する違反の罰則は競技会審査委員会が決定、宣言するものとし、出場拒否又は失格とする。
- (2) 本規則の施行及び記載されていない事項
 - (A) 本規則は2002年度の新潟県ダートラシリースに適用されるもので参加申し込みと同時に有効となる。
 - (B) 本規則に記載されていない事項については各競技会特別規則書及びJAF 国内競技規則及び国際モータースポーツ競技規則に準ずる。